

両側上肢切断者に対する筋電電動義手の支給に係る現行制度

1 義肢（義手及び義足）の支給本数

1 障害部位につき2本を支給対象とする。原則、装飾用、能動式、常用、作業用の型式のなかから異なる型式のものを各1本ずつ支給対象とする。なお、申請者の希望、障害の状態を考慮し、必要に応じ、同一の型式のものを2本支給しても差し支えない。ただし、筋電電動義手の購入費用の支給を受ける者については、筋電電動義手を装着する上肢に対する義肢の支給対象本数は、1本とする。（その他の義手と併せて2本まで支給可能。）

2 筋電電動義手の支給本数

1人につき1本を支給対象とする。

3 支給対象者

次のいずれかに該当する者に支給する。

- (1) 両上肢を手関節以上で失ったことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者で、次の要件を全て満たす者
 - ア 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出できること
 - イ 筋電電動義手を使用するに足る判断力を有すること
 - ウ 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること
 - エ ソケットの装着が可能である断端を有すること
 - オ 肩及び肘の関節の機能に著しい障害がないこと
- (2) 1上肢を手関節以上で失うとともに、他上肢の用が全廃又はこれに準じた状態になったことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者で、上記(1)のアからオの要件を全てを満たす者

【具体的な内容】

- ・「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。
- ・「手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出できること」とは、筋電電動義手が筋電信号を制御信号として、筋電電動義手の手先装置の開閉を行うことから、手先装置の開閉を行うことのできる程度の筋電信号を発生させることができ、かつ、筋電信号の分離が可能であることをいう。
- ・「筋電電動義手を使用するに足る判断力を有すること」とは、通常の弁識能力を有することをいい、担当医師の意見により判断すること。
- ・「筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること」とは、筋電電動義手が比較的重量のある義手であることから、筋電電動義手を使用するためには、切断肢に筋電電動義手を装着して、当該義手を上下左右に移動させることが可能である程度の筋力を有していることをいう。
- ・「ソケットの装着が可能である断端を有すること」とは、段端に筋電電動義手のソケットの適合や筋電信号の検出及び分離に支障を来たす皮膚障害（癬痕又は皮膚

植皮等)がないことをいう。

- ・「肩及び肘の関節の機能に著しい障害がないこと」とは、筋電電動義手の能力を十分に発揮するために必要な程度の肩及び肘の関節可動域を有していることをいい、担当医師の意見により判断すること。
- ・所轄局長は、筋電電動義手の購入費用の支給に当たっては、医師の意見を尊重すること。

4 装着訓練の期間

筋電電動義手の装着訓練の期間は、原則として4週間とする。

ただし、装着訓練及び適合判定を担当する医師が、訓練期間を延長すれば確実に筋電電動義手の使用が可能であると判断する場合は、装着訓練の期間を、原則として最大4週間延長することができる。